

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 6月23日 |
| 【会社名】 | 三信電気株式会社 |
| 【英訳名】 | SANSHIN ELECTRONICS CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長兼 C O O 鈴木 俊郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝四丁目 4 番12号 |
| 【電話番号】 | (03) 3453-5111 (大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経本部長 御園 明雄 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝四丁目 4 番12号 |
| 【電話番号】 | (03) 3453-5111 (大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経本部長 御園 明雄 |
| 【縦覧に供する場所】 | 三信電気株式会社 大阪支店 (大阪府吹田市江の木町18番25号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【提出理由】

平成27年6月19日開催の当社第64期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当支払いの件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金30円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、責任限定契約の締結対象者の範囲を拡大するため、定款第24条2項及び第30条2項の一部を変更する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、松永光正、鈴木俊郎、赤羽根仁、鴨下光夫、太田康彦、北村文秀、幡野延行、御園明雄、坂本浩司及び中川俊一の10氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山本昌平氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合） |
|-------|---------|--------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 202,403 | 44 | 1,550 | （注）1 | 可決（99.22%） |
| 第2号議案 | 202,233 | 214 | 1,550 | （注）2 | 可決（99.14%） |
| 第3号議案 | | | | （注）3 | |
| 松永 光正 | 139,721 | 62,726 | 1,550 | | 可決（68.49%） |
| 鈴木 俊郎 | 151,878 | 50,569 | 1,550 | | 可決（74.45%） |
| 赤羽根 仁 | 190,665 | 11,782 | 1,550 | | 可決（93.46%） |
| 鴨下 光夫 | 190,659 | 11,788 | 1,550 | | 可決（93.46%） |
| 太田 康彦 | 199,455 | 2,992 | 1,550 | | 可決（97.77%） |
| 北村 文秀 | 199,425 | 3,022 | 1,550 | | 可決（97.76%） |
| 幡野 延行 | 199,455 | 2,992 | 1,550 | | 可決（97.77%） |
| 御園 明雄 | 199,413 | 3,034 | 1,550 | | 可決（97.75%） |
| 坂本 浩司 | 199,906 | 2,541 | 1,550 | | 可決（97.99%） |
| 中川 俊一 | 200,882 | 1,565 | 1,550 | | 可決（98.47%） |
| 第4号議案 | | | | （注）3 | |
| 山本 昌平 | 202,274 | 173 | 1,550 | | 可決（99.16%） |

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上